

江戸川区内の中小企業者の皆さま

販路拡大の取り組みを応援します！

販路拡大支援事業助成金

助成対象事業	助成率	助成額
①ホームページの作成・改修費用 ホームページ(ウェブサイト)の作成やリニューアルに係る経費を助成します。 【申請期間】令和7年1月31日(金)まで	1/2	(通常) 10万円 (EC 又は多言語) 20万円
②企業紹介動画の作成費用 自社の製品・技術等の紹介動画作成に係る経費を助成します。 【申請期間】令和7年1月31日(金)まで		10万円
③展示会などへの出展費用 展示会・見本市などの出展に係る経費(出展小間料等)を助成します。 【申請期間】令和7年1月31日(金)まで		(国内) 20万円 (国外) 30万円

ご申請を検討されている方は、まずは経営支援課相談係までご相談ください。なお、申請に必要な書類は、経営支援課窓口で配付しているほか、区公式ホームページからダウンロードすることができます。

詳しくは江戸川区ホームページをご覧ください。

江戸川区販路拡大支援助成金

検索



お申込み・お問い合わせ 江戸川区産業経済部経営支援課相談係 ☎03-5662-0525

〒132-8501 江戸川区中央 1-4-1 江戸川区役所東棟 1階

対象経費※1	補助率	限度額
① ホームページの作成・改修経費 外注により、ホームページ（ウェブサイト）を作成又はリニューアルする際の経費を助成します。	1/2 以内	(通常) 10万円
		(EC又は多言語※2) 20万円
② 企業紹介動画作成経費 外注により、自社の製品・技術等の紹介動画作成に係る経費を助成します。		10万円
③ 展示会等への出展経費 対象事業者が参加する展示会・見本市等の出展に係る出展小間料を助成します。なお、国外開催の展示会は、出展小間料以外に、輸送委託費、海外展示会用チラシ等作成費、現地通訳費が対象経費に含まれます。	20万円(国内)	
	30万円(国外)	

※1 間接経費(消費税、振込手数料、交通費、通信費、光熱費等)は対象になりません。

※2 ECサイトまたは多言語対応を含むホームページの作成または改修を行う場合の申請枠となります。

申込資格等

申込資格	<p>次の全ての条件と満たすことが必要です。</p> <p>(1) 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であること。</p> <p>(2) 江戸川区に本社(個人事業者にあつては住所及び主たる事業所)を有すること。</p> <p>(3) 前年度の法人住民税及び法人事業税(個人事業者の場合は、住民税及び個人事業税)を完納していること。</p> <p>(4) 東京信用保証協会の保証対象業種であり、公序良俗に反する活動を行うものではないこと。</p> <p>(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する風俗営業等を営む事業者でないこと。</p> <p>(6) 対象の事業について、東京都等から補助金・助成金等の支援を受けていないこと。</p>
注意事項	<p>(1) 各事業の開始前に申請をしてください。</p> <p>(2) 以下の展示会等への出展は助成対象外です。</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請時点で開催中もしくは終了した展示会等への出展 産業ときめきフェア in EDOGAWA への出展 販売が主目的の展示会への出展 申請者が、過去に本助成金を活用して出展したことのある展示会等 <p>(3) 助成金の交付は年度内に1回で、一事業者につき最大3回までとします。</p>

提出書類

- チェックシート
- 事業所概要
- 事業計画書
- 前年度の法人事業税及び法人住民税の納税証明書(個人事業者の場合、住民税の納税証明書及び個人事業税の納税証明書)
- 個人事業者の場合は、開業届の写し、又は直近の確定申告書の写し
(注)直近の確定申告書の写しは、事業所の所在地がわかるもので、かつ税務署の受付印のあるもの。電子申請を利用した場合は税務署の受付印に代えて、税務署から送信された受付結果(受信通知)を出力したものを添付すること。

※ 上記の他、下記の書類を添付してください。

【ホームページの作成・改修の場合】

- ホームページを作成又は改修する内容について、概要が分かる資料
- 見積書の写し

【企業紹介動画作成の場合】

- 企業紹介動画の内容について概要が分かる資料
- 見積書の写し

【展示会等への出展の場合】

- 海外展示会用に作成するチラシ等の概要が分かる資料(国外展示会のみ)
- 展示会の概要が分かる資料
- 展示会の出展申込書の写し